

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

※「第4章 相談関係機関一覧」の文章表記は、各相談窓口を所管する機関やそのホームページの記載に合わせています。

1 総合的な相談（被害児童生徒・加害児童生徒ともに対応）

（1）神奈川県警察、各警察署（警察署一覧は187～194ページ参照）

被害届の受理をはじめ、犯罪被害者等への初期対応を行っています。

「総合相談室」では、急を要しない事件や事故による被害の未然防止に関する相談や神奈川県警察に対する要望・意見、苦情等を受け付けています。

総合相談室

【電話番号】045-664-9110 又は#9110

【相談受付フォーム】※メールによる回答は行っておりません。

https://www.police.pref.kanagawa.jp/sodan/sodan_kujo_joho/fm9110.html

（2）少年相談・保護センター 所管：神奈川県警察少年育成課

少年育成課に設置されている少年問題に特化した警察の相談機関です。県内8か所に方面事務所があり、少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、立ち直りに向けた支援を行っています。また、少年の非行を未然に防止し、規範意識を醸成するため必要な啓発活動を行っています。加害、被害、どちらの相談もお受けしていますが、同一事件については、加害少年もしくは被害少年のどちらかの支援のみ実施しています。

相談

○ユーステレホンコーナー（電話相談窓口）

【電話番号】0120-45-7867 045-641-0045

【相談時間】平日 8:30～17:15

○横浜第一方面事務所

【住所】横浜市戸塚区上倉田町 449 神奈川県戸塚県税事務所2階

【電話番号】045-867-2039

【相談時間】平日 8:30～17:15

○横浜第二方面事務所

【住所】横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14階

【電話番号】045-313-1984

【相談時間】平日 8:30～17:15

○川崎方面事務所

【住所】川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア東館2階

【電話番号】044-549-8105

【相談時間】平日 8:30～17:15

○横須賀方面事務所

【住所】横須賀市日の出町 1-4-7 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 2階

【電話番号】046-821-3294

【相談時間】平日 8:30~17:15

○湘南方面事務所

【住所】平塚市西八幡 1-3-1 神奈川県平塚合同庁舎北館

【電話番号】0463-23-3146

【相談時間】平日 8:30~17:15

○県西方面事務所

【住所】小田原市荻窪 350-1 神奈川県小田原合同庁舎 2階

【電話番号】0465-32-7358

【相談時間】平日 8:30~17:15

○県央方面事務所

【住所】厚木市水引 2-3-1 神奈川県厚木合同庁舎 2号館 2階

【電話番号】046-222-8109

【相談時間】平日 8:30~17:15

○相模原方面事務所

【住所】相模原市南区相模大野 6-3-1 神奈川県高相合同庁舎 2階

【電話番号】042-741-3887

【相談時間】平日 8:30~17:15

(3) 各児童相談所 所管：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

原則18歳未満の子どもに関する、子育ての悩み、虐待に関する相談、言葉や発達の遅れに関する相談、生活やしつけの相談、非行の相談、不登校の相談、里親に関する相談等に応じています。

相談

県内の各児童相談所の連絡先は195ページ参照

2 被害児童生徒に関する相談

(1) かながわ犯罪被害者サポートステーション 所管：県・神奈川県警察・民間支援団体

被害者からの様々な相談に応じ、必要とする情報や様々な支援を提供しています。(支援内容の詳細は48~50ページ参照)

相談

【電話番号】045-311-4727

【相談時間】月～土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く

3 加害児童生徒に関する相談

（1）よこはま法務少年支援センター（青少年心理相談室） 所管：法務省（横浜少年鑑別所）

少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。

①心理相談

非行や問題行動、学校でのトラブル等のご相談に応じています。相談内容に応じて、カウンセリングやワークブックを行います。オンライン相談も行っています（利用には複数の条件があります。）

②事例検討会への参加

関係機関からのご相談を受け付けています。関係機関の職員へのコンサルテーションも行っています。オンラインでのケースカンファレンスも可能です。

非行や犯罪の対応でお困りの際は、ご相談ください。

③研修・講演

研修や講演の講師依頼を承っています。学生に向けた法教育等、出前授業も行っています。

その他専門的な研修等をご希望の際は、ご相談ください。

【電話番号】 045-845-2333

【受付時間】 平日 9:00～12:00 13:00～16:30

4 虐待に関する相談

①児童虐待に関する通告・相談

（1）各児童相談所 所管：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

保護者及び施設等へ入所措置等をされている児童に対する施設職員等からの虐待は、児童相談所へ通告・相談してください。（132～141ページ「児童虐待」参照）

通告・相談

県内の各児童相談所の連絡先は195ページ参照

（2）児童相談所虐待対応ダイヤル 所管：こども家庭庁

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号で、お近くの児童相談所につながります。

相談・通報

【電話番号】児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（通話料無料）

育児、里親、ヤングケアラーなど子どもの福祉に関する様々な相談は、
児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」（通話料無料）

（3）テレホン相談（子ども家庭110番） 所管：県子ども家庭課

子育ての不安、しつけ、性格のこと、いじめや不登校、家庭内暴力のこと、非行など、子どもにかかわる相談を専門の電話相談員がお受けします。

相談

【電話番号】0466-84-7000

【相談時間】毎日 9:00～20:00

（4）かながわ子ども家庭110番相談LINE

所管：県子ども家庭課、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

県では、LINEを活用した児童虐待防止のための相談窓口を、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市と合同で開設しています。

子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、子どもにかかわる相談を無料でお受けします。

相談

【対象】神奈川県内にお住まいの子ども・保護者の方等

【相談時間】月～土曜日 9:00～21:00（年末年始を除く）



（5）子ども安全110番-子ども安全・安心ホットライン-

所管：神奈川県警察少年育成課

児童虐待又は児童虐待のおそれのある事案、子どもへの声かけ事案、子どもが被害となる事件情報、その他子どもの安全に関するご相談をお受けしています。

相談

【電話番号】①0120-604-415（フリーダイヤル）、②045-651-0110

【相談時間】①365日 24時間対応、②平日 8:30～17:15

②障害者（18歳未満の児童を含む）への虐待に関する相談

障害者虐待防止法では、18歳未満の児童を含む障害者に対する養護者、使用者、障害者福祉施設従事者等による虐待を障害者虐待として定め、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市町村に通報することが義務づけられています。

相談・通報

○神奈川県内の障害者虐待の通報窓口の一覧

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f420445/index_20230331.html

なお、18歳未満の障害児に対する養護者による虐待の場合及び施設等へ入所措置等をされている児童に対する施設職員等からの虐待は、児童相談所等が通告先になります。

5 性被害に関する相談

保護者及び施設等へ入所措置等をされている児童に対する施設職員等からの性被害（性的虐待）は、児童相談所（連絡先は195ページ参照）へ通告・相談してください。

（1）性犯罪110番（ハートさん） 所管：神奈川県警察捜査第一課

性犯罪の被害で警察への届出を迷っている方に対し、原則、女性警察官が電話相談を24時間365日お受けしています。相談を受ける警察官の性別の希望があればお伝えください。ただし、時間帯によっては、ご希望に添えない場合もございます。

相談

【電話番号】0120-38-8103（フリーダイヤル）又は#8103（ハートさん）※

【相談時間】24時間365日

※ 短縮ダイヤル「#8103（ハートさん）」は全国共通番号のため、携帯電話等からかけた場合、神奈川県警察にかけたつもりでも、受信した基地局によっては、近県の警察の相談電話につながることがあります。都県境付近ではフリーダイヤルからおかけください。

（2）かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

所管：県くらし安全交通課

性犯罪・性暴力被害についての相談に、24時間365日の電話相談を受け付けています。また、AV出演被害に関するご相談もお受けしています。

「かならいん」の支援は、警察に被害届を出していない不同意性交等、不同意わいせつ相当の被害者（監護者からの被害を含む）が対象です。なお、被害届提出後は、サポートステーションでの支援に移行します。（支援内容の詳細は53ページ参照）

相談

○「かならいん」

【電話番号】#8891^{はやくワンストップ}（全国共通番号 通話料無料）

NTTひかり電話からは0120-8891-77（通話料無料）

又は045-322-7379（通話料がかかります）

【相談時間】24時間365日 年齢性別不問

○男性及びLGBT被害者のための専門相談ダイヤル※

【電話番号】045-548-5666（通話料がかかります）

【相談時間】毎週火曜日 16:00~20:00 祝休日・年末年始を除く

○かながわ性被害相談LINE※

【相談受付時間】火・木・金・日曜日 16:00~21:00

※相談受付時間外は「かならいん」の電話相談をご利用ください。



(3) かながわ犯罪被害者サポートステーション

所管：県・神奈川県警察・神奈川被害者支援センター

被害者からの様々な相談に応じ、必要とする情報や様々な支援を提供しています。サポートステーションの支援は警察署に被害届を提出された方が対象です。

（支援内容の詳細は48～50ページ参照）

相談

【電話番号】045-311-4727

【相談時間】月～土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く

(4) 電車内痴漢等迷惑行為相談所 所管：神奈川県警察鉄道警察隊

神奈川県内の電車や駅構内で発生した痴漢等迷惑行為について、警察官が相談に応じています。

相談

【電話番号】045-461-0110

【相談時間】24時間 365日

(5) ハートライン神奈川 所管：神奈川被害者支援センター

神奈川被害者支援センター独自の性被害専用電話相談窓口を運営しています。

相談

【電話番号】045-328-3725

【相談時間】月～金曜日 10:00～16:00（祝休日・年末年始を除く）

6 ストーカー被害、恋人からの暴力（デートDV）に関する相談

ストーカー：ストーカー相談に対応

DV関係：DV、DVに関連性のあるストーカー相談にも対応

（1）最寄りの警察署 ストーカー DV関係

警察署一覧は187～194ページ参照。緊急時は110番してください。

（2）神奈川県女性相談支援センター ストーカー

困難な問題を抱える女性の様々な相談を受け付けています。

【電話番号】#8778又は0570-550-594

（3）かながわ女性の不安・困りごと相談室（県委託事業） ストーカー DV関係

生活上の不安や悩みについて、どんな相談でもお受けします。（詳細は176ページへ）

（4）神奈川県配偶者暴力相談支援センター DV関係

所管：県立かながわ男女共同参画センター（かなテラス）

被害者が男性でも女性でも、また同性間の暴力であっても相談をお受けすることができます。電話相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。

①女性のためのDV相談

| 窓口の種類 | 電話番号 | 相談日・相談時間 (全て年末年始を除く) |
|------------------------|---|---|
| かながわDV相談LINE |  | 月・火・木・土曜日 (祝日を除く) 14:00～21:00 |
| 女性相談支援員による相談(電話相談) | 0466-26-5550 | 月～金曜日 9:00～21:00 土・日曜日 9:00～17:00 (祝日を除く) |
| 女性相談支援員による相談(面接相談・予約制) | | 月～日曜日 9:00～17:00 (祝日を除く) |
| 女性への暴力相談 「週末ホットライン」 | 045-534-9551 | 土・日曜日 17:00～21:00 祝日 9:00～21:00 |
| 多言語による相談 ※ | 090-8002-2949 | 月～金曜日 10:00～17:00 (祝日を除く) 面接相談は16:00まで(予約制) |

※ 随時対応言語：英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

予約により対応する言語：中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、
ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語

②男性のためのDV相談

| 窓口の種類 | 電話番号 | 相談日・相談時間 (全て年末年始を除く) |
|--------------------------|---|--|
| かながわDV相談LINE |  | 月・火・木・土曜日 (祝日を除く) 14:00~21:00 |
| 被害者の方の相談 | 045-662-4530 | 月~金曜日 9:00~21:00 (祝日を除く) ※面接相談は要予約 |
| DVに悩む方の相談（配偶者などへの暴力等の悩み） | 045-662-4531 | 月・木曜日 18:00~21:00 (祝日を除く) |

(5) 横浜市DV相談支援センター DV関係 所管：横浜市

性別を問わず、受け付けています。面接相談をご希望の場合は、お電話にてお問い合わせください。

相談

| 電話番号 | 相談日・相談時間 |
|--------------|---|
| 045-671-4275 | 月~金曜日（祝日・年末年始を除く）9:30~16:30 |
| 045-865-2040 | 月~金曜日（第4木曜日・年末年始を除く）9:30~20:00 土・日・祝日（第4木曜日・年末年始を除く）9:30~16:00 |

(6) 川崎市DV相談支援センター DV関係 所管：川崎市

性別を問わず、電話相談を受け付けています。面接相談をご希望の場合は、お電話にてお問い合わせください。

相談

【電話番号】044-200-0845

【相談時間】月~金曜日 9:30~16:30（※祝日、年末年始を除く）

(7) 相模原市配偶者暴力相談支援センター DV関係 所管：相模原市

性別を問わず、電話相談を受け付けています。面接相談をご希望の場合は、お電話にてお問い合わせください。

相談

【電話番号】042-772-5990

【相談時間】毎日 10:00~17:00（火・木曜日は18:00まで）

※毎月第4月曜日、年末年始を除く

(8) DV相談^{プラス} DV関係 所管：内閣府

24時間の電話相談のほか、チャットによる相談も可能です。チャット相談では、外国語相談（※）にも対応しています。なお、「DV相談ナビ」（#8008）^{はれねば}でも相談を受け付けています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

※対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語

相談

○電話相談

【電話番号】0120-279-889（フリーダイヤル）

【相談時間】24時間365日

※男性の相談にも対応（毎週日曜15:00～21:00は、専用回線で受け付けます。）

○チャット相談（10か国語対応）

【相談受付フォーム】<https://form.soudanplus.jp/ja>



(9) デートDV110番 DV関係 所管：認定特定非営利活動法人エンパワメントかながわ

デートDVのことなら、どんなことでも相談できる相談窓口です。チャットによる相談と電話相談ができます。

チャット相談は、LINEアカウントからログイン・X（旧Twitter）アカウントからログイン・匿名（ログインなし）での相談が選べます。

電話相談は、通常の電話から（通話料がかかります）・Wi-Fi電話から（インターネット環境が必要）・アプリから（iPhoneのみ）の3通りから選べます。いずれも非通知の場合はなりません。

通常の電話相談以外をご希望の場合は、下記ホームページからご相談ください。

相談

【電話番号】050-3204-0404

【相談時間】月～土曜日 19:00～21:00（年末年始を除く）

※通常の電話相談以外も、相談時間は共通です。

【ホームページ】<https://ddv110.org/>

その他、県内市町村等のDV相談窓口は下記県ホームページに掲載されています。

【県内DV相談窓口一覧】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/dv_soudan_03.html

7 消費者トラブル、特殊詐欺等に関する相談

（1）消費者ホットライン188 所管：消費者庁

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。消費者ホットラインが話中でつながらない場合、国民生活センターの「平日バックアップ相談」もご利用いただけます。土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センター（158ページ参照）に電話がつながります。

【電話番号】188

（2）かながわ中央消費生活センター 所管：県消費生活課

市町村で相談窓口を開いていない日や、特別な理由でお住まいの市町村での相談を希望しない場合は、かながわ中央消費生活センターをご利用ください。

聴覚障害などの理由により電話相談が困難な方については、「筆談による相談」と「遠隔手話通訳サービスを利用した相談」の2つの方法をご用意しています。

また、日本語以外での相談を希望される方は、多言語支援センターかながわ（185ページ参照）をご利用ください。

①電話相談

【電話番号】045-311-0999

【相談時間】月～金曜日 9:30～17:00

土曜日 9:30～16:30

※年末年始を除く

※日曜・祝日は、消費者ホットライン「188」をご利用ください。

②メール相談

メール相談への回答は、原則として、1回限りです（回答のメールにご返信いただいてもお返事できません）。受信した日の翌日から7日以内（土日祝日、年末年始を除く）にメールで回答します。



③筆談による相談

【相談時間】月～金曜日 9:30～17:00

土曜日 9:30～16:30

※相談終了時間の1時間前までに直接ご来所ください。

【相談場所】かながわ県民センター6階（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）

④遠隔手話通訳サービスを利用した相談

【相談時間】火～金曜日 9:30～16:30

※実施日の16時までに直接ご来所ください。

【相談場所】かながわ県民センター6階（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）

※市町村ごとの消費生活相談窓口は下記ホームページに掲載されています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370207/index.html>

（3）独立行政法人国民生活センター

最寄りの相談窓口に電話がつながらない場合等に相談を受けています。

また、消費者トラブルにあわれた方が、時間や場所を問わず、まずはご自身で解決方法を調べ、そしてご自身で解決を図ることができるよう「消費者トラブルFAQ」を開設しています。このサイトは、消費者トラブルにあわれた方に対して、トラブル解決を支援する情報を提供するとともに、相談窓口等を案内するものです。

①平日バックアップ相談

最寄りの相談窓口に電話がつながらない場合に相談を受けています。

【電話番号】03-3446-0999

【相談時間】平日 10:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く）

②休日相談

土日祝日、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、消費者ホットライン「188」にかけると国民生活センターに電話がつながります。（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）

③お昼の消費生活相談窓口

都道府県等の消費生活センター等の相談窓口が昼休み中の時間を中心に、相談を受け付けています。

【電話番号】03-3446-0999

【相談時間】平日 10:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く）

④消費者トラブルFAQ

https://www.faq.kokusen.go.jp/?site_domain=default

（4）特殊詐欺情報専用ホットライン 所管：神奈川県警察暴力団対策課

特殊詐欺グループから抜けたい、知人を特殊詐欺集団から救いたいなど、特殊詐欺に関する相談を受け付けています。相談内容を20歳未満の少年に特化した「特殊サギ救出テレホン『SOS』」（所管は少年育成課）もあります。

なお、暴力団対策課特殊詐欺担当や最寄りの警察署でも、特殊詐欺に関する相談をお受けしています。

①特殊詐欺情報専用ホットライン

【電話番号】045-651-7970

【相談時間】平日 8:30～17:15

②暴力団対策課 特殊詐欺担当

【電話番号】045-211-1212（内線4572～4578）

【相談時間】平日 8:30～17:15

③特殊サギ救出テレホン「SOS」 所管：神奈川県警察少年育成課

【電話番号】045-641-5014

【相談時間】平日 8:30～17:15

8 司法関連・法律相談

（1）神奈川県弁護士会

①電話相談

ア 犯罪被害者支援センター

犯罪被害に関する問題について、弁護士が無料電話相談に応じます。弁護士登録1年以上で犯罪被害者支援の研修受講又は経験のある弁護士が応対いたします。

【電話番号】045-211-7724

【相談時間】毎週火・金曜日 13:00～16:00 ※弁護士が電話に出ます。

イ 生活問題電話相談

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方など、経済的にお困りの方のための法律相談（20分間）です。

【電話番号】045-211-4540

【受付時間】平日 9:30～12:00、13:00～16:30

【相談日時】毎月第2木曜日 12:00～15:00、第4木曜日 17:00～20:00

【申込受付後】申込受付後、相談日当日に担当弁護士からお電話いたします。

ウ 遺言・相続お悩みダイヤル

神奈川県在住・在勤の方が対象に、遺言や相続に関する各種お悩みに、弁護士が無料（初回のみ。20分間）で電話相談に応じます。

【電話番号】045-211-7719

【受付時間】月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30

【申込受付後】翌日（土日祝日を除く）までに担当弁護士からお電話いたします。

エ 債務整理ダイヤル

弁護士による高齢の方や相談所が遠方の方への債務整理に関する20分無料電話相談です。

【電話番号】045-211-8303

【受付時間】月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30

【申込受付後】受付をした当日又は翌日（土日祝日含まず）に弁護士から折り返しお電話いたします。

オ 子どもお悩みダイヤル

子ども（20歳未満）とその家族を対象として、子どもの人権に関する各種お悩みに、専門の研修を受講した弁護士が無料（初回のみ。20分間）で電話相談に応じます。

【電話番号】045-211-7703

【受付時間】月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30

【申込受付後】翌日（土日祝日を除く）までに担当弁護士からお電話いたします。

力 自死遺族ホットライン（自死遺族向け無料電話相談）

身近な方を自死で亡くされた方は、混乱した状況の中、複数の法律問題に同時に見舞われることが非常に多くあります。ところで、これらの法律問題（相続放棄、労災申請、損害賠償請求、生命保険金請求等）の多くには、短期の期間制限が設けられており、放っておくと不利益が生じてしまう場合もあります。自分では対応できないと思ったら、一人で抱え込まないで、まずはお電話でご相談ください。（20分以内）

【電話番号】045-228-7832

【受付時間】月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30

【申込受付後】翌日（土日祝日を除く）までに担当弁護士からお電話いたします。

キ L G B T s レインボー無料電話相談

性的マイノリティの当事者の方はもちろん、その身近な方や支援者の方からのご相談もお待ちしています。これって法律相談？と思うことでも、まずはお気軽にお電話ください。

【電話番号】090-2209-1839

【受付時間】毎月第3金曜日 16:00～19:00 ※弁護士が電話に出ます。

ク 交通事故コンシェルジュ（交通事故無料電話相談）

交通事故に関し、どのような法律相談や手続を選択したらよいのか分からず困っている方に対し、適切な法律相談や法的手続を案内する20分以内の「無料電話相談」です。

【受付番号】045-211-7726

【受付時間】平日 9:30～12:00、13:00～16:30

②対面相談

お近くの法律相談センター（下記「県内の法律相談センター一覧」）をご利用ください。ご相談は予約面談制です。まずは最寄りの相談所にお電話ください。インターネットからも予約の申込ができます。

相談内容には、①総合法律相談、②債務整理相談、③家庭の法律相談、④交通事故相談、⑤消費者被害相談、⑥子どもの人権相談、⑦働く人の法律相談、⑧賃金に関する法律相談、⑨外国人法律相談、⑩事業者の経営に関する法律相談、⑪法テラス相談援助利用による相談、があります。

相談の実施日時や実施内容は各法律相談センター等で異なりますので、電話又はHPで御確認ください。

URL：https://www.kanaben.or.jp/consult/by_content/consult18/index.html

【神奈川弁護士会 法律相談インターネット予約システム】

<https://www.kanaben.or.jp/reserve/index.html>

【県内の法律相談センター一覧】

○関内法律相談センター

住所：横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館1階

電話：045-211-7700

相談予約電話受付日時：月～金曜日（祝日を除く） 9:30～17:00

○横浜駅西口法律相談センター

住所：横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル4階

電話：045-620-8300

相談予約電話受付日時：月・火・木・金曜日 9:30～17:00

水曜日 9:30～20:30

土・日曜日 9:30～15:30

○横浜駅東口家庭の法律相談センター

住所：横浜市西区高島2-18-1 そごう横浜店6階

電話：045-451-9648

相談予約電話受付日時：毎日 10:30～19:00

○川崎相談所川崎法律相談センター

住所：川崎市川崎区駅前本町3-1 NMF川崎東口ビル11階

電話：044-223-1149

相談予約電話受付日時：月・水・金曜日 9:30～20:00

火・木・日曜日・祝日 9:30～17:00

土曜日 13:00～17:00

○横須賀法律相談センター

住所：横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか3階

電話：046-822-9688

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

○海老名法律相談センター

住所：海老名市中央3-2-5 ダイエー海老名店3階

電話：046-236-5110

相談予約電話受付日時：月～金曜日 10:00～12:30、13:30～17:00

○相模原法律相談センター

住所：相模原市中央区富士見6-11-17 神奈川県弁護士会相模原支部会館1階

電話：042-776-5200

相談予約電話受付日時：月・水・金曜日 9:30～17:00、火・木曜日 9:30～20:00

○小田原法律相談センター

住所：小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル1階

電話：0465-24-0017

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

○厚木週末相談（アミューあつぎ 市民交流プラザ）

住所：厚木市中町2-12-15

電話：0465-24-0017（小田原法律相談センターで予約承ります）

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

○平塚週末相談（レンタルホール湘南平塚4階小会議室）

住所：平塚市宝町5-27 GAUDIビル4階

電話：0465-24-0017（小田原法律相談センターで予約承ります）

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

○溝の口法律相談（シェア型複合施設「one」）

住所：川崎市高津区溝口1-14-8 石原ビル1階

電話：044-223-1149（川崎法律相談センターで予約承ります）

相談予約電話受付日時：月・水・金曜日 9:30～20:00

火・木・日曜日・祝日 9:30～17:00

土曜日 13:00～17:00

○藤沢法律相談（藤沢商工会議所5階ミーティングルーム2）

住所：藤沢市藤沢607-1

電話：045-211-7700（関内法律相談センターで予約承ります）

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

③派遣法律相談

高齢や障がいのある方等、神奈川県弁護士会の法律相談所にお越しいただくことが難しいご相談者のもとに弁護士を派遣します。ご入居中の施設やご自宅等で法律相談を受けることができます。ただし、法テラスが無料で実施している弁護士による出張法律相談（164ページ）をご利用できる場合には、まずはそちらをご利用ください。

下記URL掲載の申込書にて郵送でお申込みください。

https://www.kanaben.or.jp/consult/by_content/consult34/index.html

（2）日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス神奈川）

経済的にお困りの方を対象に無料法律相談を行っています。相談は、事前の予約が必要です。法テラスの無料法律相談は、収入（平均月収）や資産（お持ちの現金・預貯金）が一定基準以下の方を対象としています。

①電話案内

ア 犯罪被害者支援ダイヤル（全国共通）

解決に役立つ情報を伝えし、支援を行っている機関・団体をご案内します。また、必要に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。

【電話番号】0120-079714（IP電話からは03-6745-5601）

【相談時間】月～金曜日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

イ 法テラス・サポートダイヤル（全国共通）

オペレーターが、お問合せ内容に応じて、相談機関・団体等の相談窓口や法制度をご案内します。

【電話番号】0570-078374

【相談時間】月～金曜日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

②法テラスの事務所や地域別の相談場所で相談

面談相談は、「法テラス法律相談Web予約サービス」にて、WEB予約もできます。



○法テラス神奈川

【相談方法】面談・電話

【相談時間】午後相談 毎週月～金 13:15～16:20

【相談場所】横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階

※電話相談の予約は0570-078308（受付時間：平日9:00～17:00）

○法テラス川崎

【相談方法】面談・電話

【相談時間】毎週月～金 13:15～16:15

【相談場所】川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10階

※電話相談の予約は0570-078309（受付時間：平日9:00～17:00）

○法テラス小田原

【相談方法】面談・電話

【相談時間】月曜午後、火曜午前、木曜午前、金曜午前

【相談場所】小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階

※電話相談の予約は0570-078311（受付時間：平日9:00～17:00）

③出張法律相談

既設相談場所へ行くことが難しいご事情をお持ちの65歳以上の高齢者、又は心身に重度又は中度の障害がある方、若しくは既設相談場所まで公共交通機関を利用して往復3時間以上を要する地域に居住する方など、既設相談場所へ来所されることが困難な場合は、弁護士等がご自宅や入院先等に出向いて法律相談を実施する出張相談を利用できる場合があります。事情をお伺いのうえ検討しますので、お電話でお問い合わせください。

※出張法律相談の実施には相当のお時間を要し、出張可能な弁護士が見つからない場合もあります。どうしても来所ができない場合には、まずは電話相談をご検討ください。

④県内各地の契約弁護士等の事務所で相談

法テラスと契約している弁護士・司法書士の事務所でも法律相談ができます。下記URLから名簿をご覧になり、直接、ご希望の法律事務所等へ予約してください。その際、「法テラスの制度を使って相談を受けたい。」と伝えてください。ただし、必ず相談を受けられるものではありませんのでご留意ください。

<https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-kanagawa/meibo.html>

（3）被害者ホットライン 所管：横浜地方検察庁

被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話を設置しています。

相談

【電話番号】045-211-7638（電話、FAX共通）横浜地方検察庁

【相談時間】電話受付：平日 9:00～17:00

※夜間・休日はファックスでの受付となっています。

（4）被害者専用番号 所管：横浜保護観察所

保護観察所の被害者支援専任の担当者が、犯罪の被害にあわされたことによる悩みや不安などをお聴きし、ご相談に応じます。お問合せに応じて、裁判・審判の終了後に利用できる意見等聴取制度、心情等聴取・伝達制度、被害者等通知制度やその手続などについてご説明し、情報を提供します。

相談

【電話番号】045-201-1848

【相談時間】電話相談・来所相談 土日・祝日を除く9:30～17:00

【更生保護における犯罪被害にあわされた方々のための相談受付フォーム】

https://www.moj.go.jp/hogoi/soumu/hogo_victim_form.html

※オンライン相談受付後、電話又は来所で相談をしていただくことになります。

9 インターネット上の情報等に関する相談・通報等

インターネット投稿者への損害賠償等への法的措置の相談や対応については、法テラス（163～164 ページ）や担当の弁護士にご相談ください。

（1）違法・有害情報相談センター（総務省委託事業）

インターネット上の誹謗中傷（嫌がらせ）の書き込みについて削除するにはどうすれば良いのか、書き込んだ相手を特定するにはどうしたらよいのか、など、違法・有害情報相談センターでは、インターネット上のトラブルについて適切に対応するためのアドバイスや関連の情報提供を行っています。

相談にあたっての利用登録などは、違法・有害情報相談センターのホームページを参照してください。

※ただし、プロバイダやサイト管理者等への削除依頼代行は行っておりません。通報対応、トラブルの仲裁、紛争処理、取り締まり、また、書かれた内容に関する法的判断を行う機関ではありません。

【ホームページ】<https://ihaho.jp/>

（2）インターネット・ホットラインセンター（警察庁委託事業）

インターネット・ホットラインセンターは、インターネット上の違法情報や自殺誘引等情報、重要犯罪密接関連情報の通報を受理し、ガイドラインに基づいて警察に情報提供するとともに、サイト管理者等に送信防止措置を依頼します。

※殺人・爆破予告、自殺予告等の人命に関わる事案は警察に通報（緊急を要するものは110番）してください。

※本窓口は相談機関ではありませんので、ご相談はできません。

【違法情報・有害情報の例】

わいせつ・アダルト／児童ポルノ／薬物・ドラッグ／出会い系・売春／犯罪実行者の募集（闇バイト）／違法オンラインギャンブル等／無登録貸金業者による広告（ヤミ金）／フィッシング／銃砲等の所持のあおり、唆し／爆発物の製造、殺人等の請負・誘引等／自殺関連、その他の違法情報

詳細は、インターネット・ホットラインセンターのホームページを参照してください。

【ホームページ】<https://www.internethotline.jp/>

（3）一般社団法人セーファーインターネット協会

①誹謗中傷ホットライン

ネット上の誹謗中傷に対して、掲載されているサイトに利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行います。（実際に削除されるかについては、相手のサイト次第となります。）

詳細は、一般社団法人セーファーインターネット協会（SIA）のホームページを参照してください。

※本窓口は相談機関ではありませんので、ご相談はできません。

【ホームページ】<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

②セーフライン

セーフラインでは、国民から提供を受けた情報をガイドラインに照らし「違法情報」「有害情報」などに分類を行い、分類に応じて、国内外のプロバイダに迅速な削除措置などの対応を要請します。

詳細は、一般社団法人セーファーインターネット協会（SIA）のホームページを参照してください。

※殺人・爆破・自殺予告など緊急に対応が必要な情報は警察に110番通報をお願いします。

※本窓口は相談機関ではありませんので、ご相談はできません。

【違法情報の例】

- ・児童のいじめを写した画像・動画
- ・「リベンジポルノ」に該当する画像・動画
- ・児童ポルノ
- ・わいせつ物（アダルト）
- ・売春目的の誘引
- ・出会い系サイト規制法違反
- ・規制薬物の使用
- ・規制薬物の広告
- ・預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引
- ・携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引
- ・ID・パスワードの入力を不正に要求する行為（フィッシング行為）
- ・不正アクセス行為を助長する行為（ID、パスワードの無断掲載）

【有害情報の例】

- ・児童を対象としたいじめの勧誘
- ・遺体や殺害行為の画像等
- ・違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
- ・違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報
- ・自殺誘引等情報

【ホームページ】<https://www.safe-line.jp/>

10 経済的支援に関する相談

（1）犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により、死亡した方のご遺族、重大な負傷又は疾病を負った方、後遺障害が残った方に対し、国が給付金を支給する制度です。

この手続は、申請書を申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出する必要があり、実務上は各都道府県警察本部において事務手続を行っています。

○遺族給付金

- ・亡くなられた被害者のご遺族（第一順位遺族）に支給されます。
- ・被害者の年齢、収入、家族構成、生計維持関係等に応じた額が支給されます。

○重傷病給付金

- ・加療1か月以上かつ入院3日以上の負傷又は疾病を負った被害者本人に対する給付金です。（精神疾患（PTSD等）の場合は、その症状の程度が「加療1か月以上かつ3日以上労務に服することができない」被害者本人に対し）負傷又は疾病にかかった日から政令に定める期間の医療費自己負担額（保険診療）と休業損害を考慮した額の合計額が支給されます。

○障害給付金

- ・障害（障害等級第1～14級）が残った被害者本人に支給されます。

※犯罪被害給付制度では、犯罪による被害でも、被害者と加害者の人間関係や被害者の帰責事由等によって、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

※各給付金の申請は、原則として故意の犯罪行為で死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかつたときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。

問合せ先

神奈川県警本部警務課被害者支援室

【電話番号】045-211-1212（内線2705）

(2) 神奈川県犯罪被害者等見舞金 所管：県くらし安全交通課

殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族及び重傷病を負われた犯罪被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。（令和6年4月1日以降の被害が対象です。また、給付要件や審査があります。）

| 種類 | 給付額 | 給付の要件 |
|--------|------|---|
| 遺族見舞金 | 70万円 | <p>県内在住（犯罪発生時）の第1順位のご遺族（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）に支給します。</p> <p>ア ①配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む） イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 ウ イに該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹</p> <p>※第1順位のご遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降のご遺族は申請をすることができません。</p> |
| 重傷病見舞金 | 40万円 | 犯罪行為により受けた負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院を要する（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された県内在住（犯罪発生時）の犯罪被害者本人に支給します。 |
| 転居見舞金 | 20万円 | <p>県内在住（犯罪発生時）で、犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等に支給します。</p> <p>なお、被害を受けた犯罪行為が次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）。また、これらの犯罪については未遂を含む。 イ 逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害 ウ その他見舞金の給付が特に必要であると知事が認める犯罪行為</p> <p>また、犯罪被害者等が次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 犯罪により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 イ 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者 ウ 犯罪による傷病や後遺障害、家族構成員の死亡等により、自宅における従来の生活を維持することが困難になった者 エ その他見舞金の給付が特に必要であると知事が認める者</p> <p>※申請者が未成年者の場合は、転居に関する保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。</p> |

問合せ先

県くらし安全交通課横浜駐在事務所

【電話番号】045-312-1121（内線3431）

※各市町村の見舞金・支援金制度については、市町村犯罪被害者等支援主管課（196～199ページ）にお問合せください。

（3）公益財団法人 犯罪被害者救援基金

社会連帯共助の精神を基盤として、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重障害を受けた者の子・孫・弟妹等のうち経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の給与その他の犯罪被害者に係る救援事業を行っています。

①奨学金等給与事業

人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げ又は重障害を受けた被害者の子・孫・弟妹等のうち、資格要件に当てはまる方を奨学生として採用し、修学の継続を目的とした奨学金等の給与を行っています。

奨学生としての採用に係る要件はホームページ（<http://kyuenkikin.or.jp/>）をご確認ください。各要件にあてはまり奨学金を希望される方は、当基金又はお住まいの都道府県警察本部犯罪被害者支援担当課にご相談ください。

②支援金支給事業

犯罪により稼働できない重篤な被害（捜査機関において犯罪被害と認定されているものに限ります。）を受けた犯罪被害者等で、加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、現に著しく困窮し、特別な救済の対象とすべき理由がある方に対して、支援金の支給を行っています。事業の概要は上記ホームページをご確認ください。

（4）公益財団法人 日本財団

①まごころ奨学金

振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を活用し、傷害、殺人、交通事故、詐欺被害等の犯罪に遭遇し、経済的に不安定になったご家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方を対象に、奨学金の給付を行う制度です。（採択決定には総合的な審査があります。）

申請は随時受け付けています。ホームページから申請書類をダウンロードし、郵送にて提出してください。

ホームページ



問合せ・資料請求



②よりそい奨学金

保護者又は本人が犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方を対象に、奨学金の給付を行う制度です。（特殊詐欺等の経済犯罪の被害については対象外となります。）

申請方法は、下記にお問い合わせください。

日本財団 公益事業部 国内事業審査チーム

【電話番号】03-6229-5111（代表）（受付時間：平日 9:00～16:00）

【メールアドレス】yorisoi@ps.nippon-foundation.or.jp

（5）ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）

ナスバは、自動車事故ゼロの社会の実現をめざして、「自動車事故を防ぐ」「自動車事故被害者を支える」「自動車事故から守る」の3つの業務を一体的に実施している自動車事故対策の専門機関です。「自動車事故被害者を支える」取組は下記のとおりです。

①療護施設の運営

自動車事故により脳損傷を生じ、重度の後遺障害が継続する状態にあり、入院の要件に該当する方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら手厚い治療と看護並びにリハビリテーションを行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門の病院である療護施設を設置・運営しています。

詳細はホームページ(<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/ryougo.html>)をご覧ください。

②介護料支給

自動車事故（「自損事故」含む。）により、「脳」「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を負い、移動、食事及び排泄など日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要な状態の方に、介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給しています。

【支給対象者（支給額）】

| 支給対象者 | | 支給額（月額） |
|------------|-------------------------|------------------|
| 特Ⅰ種 | I種該当者のうち、一定の要件に該当する方 | 99,810円～226,330円 |
| I種（常時要介護） | 自賠法施行令別表第一第1級1号又は2号（※1） | 85,390円～177,950円 |
| II種（随時要介護） | 自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号（※2） | 42,700円～88,980円 |

（注）「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。

（※1）第1級第1号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

第1級第2号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

（※2）第2級第1号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

第2級第2号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

詳細はホームページ(<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html>)をご覧ください。

③交通遺児等生活資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられた、また、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の義務教育終了前までの児童を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。

詳細はホームページ(<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/koutu.html>)をご覧ください。

④友の会

自動車事故により保護者が亡くなられた、また、重い後遺障害を残すこととなった家庭の義務教育終了前までの児童及び同居されているご家族が入会できます。会費は無料です。

子どもたちや家族の交流の場を設け、楽しい思いで作りができるようなレクリエーション活動を実施しています。

詳細はホームページ(<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/tomonokai.html>)をご覧ください。

⑤相談（ナスバ交通事故被害者ホットライン）

事故後の対応全般、保険の手続、医療、過失割合、示談等について無料で相談できる窓口をご案内しています。

【電話番号】0570-000738（ナビダイヤル）、03-6853-8002（IP電話）

【相談時間】月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

※土日、祝日、年末年始を除く

詳細はホームページ（<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/hotline.html>）をご覧ください。

（6）（公財）交通遺児育英会

交通遺児育英会は、保護者が自動車事故やバイクの事故など道路上の交通事故が原因で亡くなったり、重度の後遺障がいのため、経済的に修学が困難になった子どもたちに奨学金を無利子で貸与（一部給付）して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。また、奨学生を対象とした進学受験費用補助や各種資格試験補助、家賃補助など「修学支援金」の給付、海外語学研修の実施、学生寮の運営といった支援も行っています。

詳細はホームページ（<https://www.kotsuiji.com/>）をご参照ください。

（7）一般財団法人 道路厚生会

東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社が管理する道路における交通事故により亡くなられた方のお子様で、経済的な理由から修学困難な高校生等に返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。また、修学資金の給付を受けて高等学校等を卒業したお子様には、「卒業祝金」を給付しています。

なお、この修学資金は、他の団体等から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも、給付いたします。

詳細はホームページ（<https://www.douro-kouseikai.org/orphschship.html>）をご参照ください。ホームページから修学資金受付ができます。

（8）生活福祉資金貸付制度 所管：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

低所得世帯や障害者世帯、高齢者のいる世帯に対し、一時的に資金を貸し付け、必要な相談支援を行うことにより、世帯の自立支援を図ることを目的とする制度です。

貸付にあたっては、世帯全体の状況を把握するため、世帯員の就労、疾病、負債等の状況や返済計画も含め、事前に十分な相談を行います。

相談、申し込みは、お住まいの市区町村社会福祉協議会で行っています。

（制度の詳細）<https://www.knsyk.jp/service/fukushi-shikin>

（相談・連絡先）<https://www.knsyk.jp/service/fukushi-shikin/contact>

（9）母子父子寡婦福祉資金貸付制度

所管：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている制度です。

市域にお住まいの方は各市児童福祉所管課、町村域の方は県保健福祉事務所が相談窓口となります。

また、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市にお住まいの方は、それぞれの市で貸付を行っておりますので、直接お問合せ下さい。

（相談・連絡先）<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f360475/p433875.html>

（10）生活保護制度

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）

生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。福祉事務所は、市部では市が、町村部では都道府県が設置しています。

県内福祉事務所（生活保護担当）一覧

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p2912.html>

その他、生活にお困りの方を支援する相談窓口（生活困窮者自立相談支援機関）については、下記県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f533087/index.html>

11 心身の悩みに関する相談

（1）こころの電話相談 所管：県精神保健福祉センター

こころの病気かどうか心配、生活・仕事に関する悩み、対人関係の悩み、喪失体験への悩み、性に関する悩み（性的マイノリティ）など、また、どこへ相談すればよいかわからないといった相談もお受けします。

相談

【電話番号】0120-821-606

【相談時間】毎日（年末年始、土日祝日を含む）24時間

※年度初めの4月1日午前0時から午前9時までは休止します。

（2）LINE相談「いのちのほっとライン@かながわ」所管：県がん・疾病対策課

「生きるのがつらい」「苦しい」「大切な人やものを失ってつらい」など、こころの健康に関する悩みを専門の相談員にLINEで相談できます。

相談

【対象】神奈川県内に住んでいる方や通勤・通学している方



【相談時間】水曜日を除く毎日17:00～24:00まで（受付は23:30まで）

※祝日（振替休日を含む）、年末年始除く

（3）県以外が運営する県内のこころの電話相談

| 名称 | 所管 | 電話番号 | 受付時間 |
|---------------------------------------|----------------|---|--|
| 横浜市こころの電話相談 | 横浜市 | 045-662-3522 | 平日 17:00～21:30 土日祝日 8:45～21:30 |
| 川崎市こころの電話相談 | 川崎市 | 044-246-6742 | 毎日 9:00～21:00 ※年末年始は 9:00～17:00 |
| こころのホットライン | 相模原市 | 042-769-9819 | 毎日 17:00～22:00（年末年始を除く） ※受付は 21:30まで |
| 横須賀こころの電話 | 横須賀市 | 046-830-5407 | 平日 16:00～23:00 土日祝日 9:00～23:00 毎月第2水曜日 16:00～翌朝 6:00 |
| 横浜いのちの電話 ①日本語 ②スペイン語 ③ポルトガル語 | 社会福祉法人横浜いのちの電話 | ①045-335-4343 ②0120-66-2477 ③0120-66-2488 | 毎日 24時間 水曜日 10:00～21:00 金曜日 19:00～21:00 土曜日 12:00～21:00 |
| 川崎いのちの電話 | 社会福祉法人川崎いのちの電話 | 044-733-4343 | 毎日 24時間 |

(4) 自殺予防いのちの電話 所管：一般社団法人日本いのちの電話連盟

「自殺予防いのちの電話」は、様々な困難や危機にあって、自殺をも考えておられる方の相談電話です。

①電話相談

【電話番号】①0120-783-556（フリーダイヤル）

※IP電話からは03-6634-7830（有料）におかけください。10日8:00～翌11日8:00のみ

②0570-783-556

【相談時間】①毎日 16:00～21:00（毎月10日は8:00～翌11日8:00）

②毎日 10:00～22:00

②インターネット相談

【相談受付フォーム】<https://netsoudan.inochinodenwa.org/>

(5) 妊娠SOSかながわ 所管：県健康増進課

予期しない妊娠等に関する悩みを抱えた方のために、電話やLINEによる相談を行っています。

相談

○電話相談

【電話番号】0120-212-818（フリーダイヤル）若しくは045-212-1051

【相談時間】月・水・金曜日 16:00～21:00（年末年始を除く）

○LINE相談

【相談時間】毎日 16:00～21:00（年末年始を除く）



(6) 県以外が運営する県内の妊娠SOS

| 名称 (所管) | 相談 |
|--------------------------|--|
| にんしんSOS ヨコハマ (横浜市) | <p>○電話相談 【電話番号】045-662-5524 【受付時間】毎日 10:00~22:00（土日祝日、年末年始利用可）</p> <p>○LINE相談 【受付時間】毎日 10:00~21:30</p>  <p>○メール相談 【相談受付フォーム】 https://ninshin-sos.city.yokohama.lg.jp/yokohama/soudan/index.html</p> <p>※相談対象者は横浜市民のみです。</p> |
| 妊娠・出産SOS 相談 (川崎市) | <p>○電話相談 【電話番号】044-750-0110 【受付時間】月・水・金曜日 14:00~17:00（火・木・土日祝日、年末年始は休み）</p> <p>○メール相談 【相談受付フォーム】 https://kawasaki-josanshi.com/pregnancy-sos/mail/</p> |
| 横須賀にんしん SOS (横須賀市) | <p>○電話相談 【電話番号】046-820-2323 【受付時間】平日 8:30~17:00</p> <p>○メール相談 【相談受付フォーム】 下記ページの「お問い合わせフォーム」からご相談ください。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3920/ninshinsos.html</p> |

その他、性と健康の相談窓口については、下記県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f850/>

12 女性相談窓口

（1）かながわ女性の不安・困りごと相談室（県委託事業）

受託者：一般社団法人インクルージョンネットかながわ

仕事が減り生活が苦しい、社会とのつながりが持てないなど、不安や生活上の課題を抱える県内女性を支援するため「かながわ女性の不安・困りごと相談室（かながわ女性相談室）」で相談をお受けしています。

①電話相談

【電話番号】0467-46-2110

【相談時間】月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

②メール相談

【相談アドレス】kanagawa@inclusion-net.jp

③面接相談

【相談場所】鎌倉市大船1-23-19 秀和第5ビル3階Bインクルージョンネットかながわ内

※出張相談も可能です。

※予約制、電話若しくはメールで事前に予約してください。

④LINE相談

【相談時間】月・火曜日 10:00～13:00

木・金曜日 13:00～16:00

※祝日、年末年始を除く



（2）女性電話相談室（一般相談） 所管：県立女性相談支援センター

経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送る上で起こる様々な問題（DVに関する問題を除く）を抱える女性からの相談をお受けしています。

相談

【電話番号】#8778又は0570-550-594

【相談時間】月～金曜日 9:00～16:40（祝日、年末年始を除く）

その他、県内市町村等の女性相談窓口は下記県ホームページに掲載されています。

【県内女性相談窓口一覧】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/dv_soudan_03.html

13 子ども向け相談窓口

（1）かながわ子ども・若者総合相談センター、神奈川県ひきこもり地域支援センター

所管：県青少年センター

かながわ子ども・若者総合相談センターは、子どもや若者（おおむね39歳まで）が有する様々な悩みについての総合相談窓口です。

神奈川県ひきこもり地域支援センターは、年齢を問わず、ひきこもり当事者やご家族等が有する、さまざまな悩みについての相談窓口です。

神奈川県西部青少年サポート相談室（神奈川県西部ひきこもり相談窓口）は、県立青少年センターと子ども・若者の居場所支援・就労支援などを行うNPOが運営する県西部の相談窓口です。

神奈川県地域相談窓口は、子ども・若者が有する様々な悩みに対する従来の相談窓口に加え、横須賀三浦地域、湘南地域、県央地域にも開設し、子ども・若者の居場所支援や就労支援などを行うNPO団体と県が共同で運営しています。

専門資格を持つ県の専門相談員のほか、ひきこもり・不登校・非行等の青少年支援団体で活動経験が豊かなNPO相談・支援アドバイザーにも相談できます。複数の課題を有するケースや困難事例については、県や市町村の専門機関などに丁寧に橋渡しをしていきます。

①電話相談

○かながわ子ども・若者総合相談センター

【電話番号】045-242-8201

【相談時間】火～日曜日 9:00～12:00、13:00～16:00（年末年始を除く）

○神奈川県ひきこもり地域支援センター

【電話番号】045-242-8205

【相談時間】火～日曜日 9:00～12:00、13:00～16:00（年末年始を除く）

○神奈川県西部青少年サポート相談室（神奈川県西部ひきこもり相談窓口）

【電話番号】0465-35-9527

【相談時間】月～金曜日 10:30～12:00、13:00～16:00（祝祭日、年末年始を除く）

○神奈川県地域青少年相談窓口

横須賀三浦地域（葉山町）

【電話番号】070-4552-9838

【相談時間】毎月第2・4水曜日 13:00～17:00（祝休日除く）

県央地域（厚木市）

【電話番号】070-4436-5970

【相談時間】毎月第2・4金曜日 13:00～17:00（祝休日除く）

湘南地域（寒川町）

【電話番号】070-4436-5970

【相談時間】毎月第2・4木曜日 13:00~17:00（祝休日除く）



②「かながわ子ども・若者総合相談LINE」

【相談時間】火・木・土曜日 14:00~21:00
(祝休日、年末年始除く)



③「かながわひきこもり相談LINE」

【相談時間】火・木・土曜日 14:00~21:00
(祝休日、年末年始除く)

(2) 県立総合教育センター

①24時間子どもSOSダイヤル

いじめや体罰をはじめとする子どものさまざまな悩みやご相談に幅広く応じています。
幼児から18歳までの子どもや、その保護者が対象です。

【電話番号】0120-0-78310（フリーダイヤル）

【相談時間】24時間365日



②中高生SNS相談@かながわ

県内（県立・市町村立・国立・私立）の高等学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部、高等部）、義務教育学校（7年～9年）の生徒からのいじめを含めたさまざまな悩みに関する相談を受け付けます。

【相談時間】月・水・金曜日 18:00~21:00（年末年始を除く）

※一部の期間は毎日相談実施しています。

詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/sodan/snsijime.html>

③電話相談（総合教育相談）

学校生活や家庭生活に関するさまざまな悩みやご相談に幅広く応じています。

【電話番号】0466-81-0185

【相談時間】毎日8:45~16:45（年末年始を除く）

④来所相談

学校生活や家庭生活に関するさまざまな事がらや悩み事について、総合教育センターに来所して相談することができます。電話予約の上、総合教育センターにお越しください。

また、高校生を対象に、K-roomを開室しています。K-roomは、学習課題に取り組んだり、他の利用者やスタッフと話をしたりする場所です。週1回程度開室しています。

【予約・問合せ】0466-81-8521

【受付時間】月～金曜日 8:30~17:15（祝休日、年末年始を除く）

⑤メール相談

学校生活や家庭生活に関するさまざまなお悩みやご相談をお受けしております。ご返信にはお時間をいただく場合があります。閉庁日に受け付けたメールは翌開庁日以降の返信となります。

なお、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の公立学校に関する相談は、こちらでは対応ができません。お住いの各教育委員会へご相談ください。また、私立学校に関する相談は、県私学振興課へご相談ください。

【相談フォーム】<https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Counseling/>

⑥県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口

学校で性的な発言や行為を受けてお困りの場合には、次の窓口にご連絡ください。県立高等学校・特別支援学校・中等教育学校を対象とした相談窓口です。

○電話相談

【電話番号】0466-81-1967

【相談時間】平日 8:45~12:00、13:00~16:45（年末年始を除く）

○メール相談

【相談フォーム】<https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/SCounseling/>

⑦体罰に関する相談窓口

体罰にお困りの場合には、次の窓口にご連絡ください。

なお、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の公立学校に関する相談は、こちらでは対応ができません。お住いの各教育委員会へご相談ください。また、私立学校に関する相談は、県私学振興課へご相談ください。

○電話相談

【電話番号】0466-81-1967

【相談時間】平日 8:45~12:00、13:00~16:45（年末年始を除く）

○メール相談

【相談フォーム】<https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/TCounseling/>

(3) 子ども専用 人権・子どもホットライン 所管：県子ども家庭課

県内にお住まいの18歳未満の子どもを対象とした、子ども専用の電話相談窓口です。子どもからの人権に関わるような悩みの相談を受けます。

なお、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市にお住まいの方は、お住まいの地域の児童相談所（195ページ参照）にご相談ください。また、通報でしたら大人の方からも受け付けていますが、あきらかに虐待が疑われる場合は、児童相談所にご連絡ください。

相談

【電話番号】0466-84-1616

【相談時間】毎日 9:00～20:00

(4) ユーステレホンコーナー 所管：神奈川県警察本部 少年育成課

少年の非行問題・いじめ・犯罪被害等の相談に応じるとともに、精神的ケア等の支援を行います。

相談

【電話番号】0120-45-7867（フリーダイヤル）又は045-641-0045

【FAX】045-641-1975

【相談時間】平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

(5) かながわヤングケアラー等相談LINE、かながわケアラー電話相談

所管：県高齢福祉課

家族や友人等をケア（介護、看病、療育、世話、気づかいなど）するヤングケアラーを主な対象に、ケアのこと、家庭や学校、進路のことなど、様々な相談を受け付けます。

①かながわヤングケアラー等相談LINE

【相談時間】月・火・木・土曜日 14:00～21:00

（祝休日、年末年始を除く）



②かながわケアラー電話相談

【電話番号】045-212-0581

【相談時間】水・金曜日 10:00～20:00、日曜日 10:00～16:00

（祝休日、年末年始を除く）

(6) 子ども向け人権相談 所管：法務省

友達から「いじめ」にあって学校に行きたくない、家の人に嫌なことをされる、部活動で暴言・暴力を受けているなど、先生や親には話しにくいけれど、このままではどうしていいか分からず、誰も気づいてくれない等の悩みについて、法務局職員又は人権擁護委員が相談をお受けします。

①電話相談「子どもの人権110番」

【電話番号】0120-007-110

【相談時間】平日 8:30～17:15

※「全国一斉「子どもの人権相談」強化週間（例年、学校の夏休み明け前後の期間）」には、

土日含め相談時間を拡充しています。詳しくはホームページをご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

②子どもの人権SOSミニレター

全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒）を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談することができない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。「子どもの人権SOSミニレター」に相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れて、ポストに投函すると、最寄りの法務局に届きます（切手は不要）。人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法（手紙・電話）で返信をします。

ミニレターは、毎年、5月～7月の間に学校で配られています。保健室や図書室、地域の図書館に置いている場合もあります。

③子どもの人権SOS eメール

【相談フォーム】https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/

④LINEじんけん相談

【相談時間】平日 8:30～17:15



14 人権相談（法務省）

法務局の職員又は人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。

①みんなの人権110番

差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

【電話番号】0570-003-110

【相談時間】平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

※令和7年10月1日から女性の人権ホットラインがみんなの人権110番に統合されました。

②インターネット人権相談受付窓口

法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。

【相談フォーム】<https://www.jinken.go.jp/>

※外国語による相談申込みは、<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

③外国語人権相談ダイヤル

日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話（ナビダイヤル）を設置しています。

【電話番号】0570-090911

【相談時間】平日 9:00～17:00（年末年始を除く）

【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、
ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

※対応言語は外国語によるインターネット人権相談も同じです。

15 外国人向け相談窓口

（1）神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぱらざ）

「外国人一般相談・法律相談」では、県内に在住、在勤する外国人の方を対象に、対面、電話、文書による相談対応を行っています。各言語を話せる相談員が対応します。一般相談では、外国人の仕事・労働、医療・福祉・年金、国籍など、くらし全般にかかるご相談ください。法律相談では、法律問題について弁護士に相談することができます。

※2026年度より詳細（曜日・対応言語等）が変わる可能性があります。最新の情報は、あーすぱらざホームページよりご確認ください。

○ ①～④相談の共通相談先 【Messenger】 kanagawa.earthplaza

①横浜あーすぱらざ窓口

【相談場所】あーすぱらざ 情報フォーラム内（2階）

神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷1丁目2-1

【電話番号】045-896-2895

【相談日時と対応言語】※祝日はお休みです

| 相談日時 | 一般相談 9:00～12:00、13:00～17:00 (受付は16:00まで) | 法律相談 13:00～16:30 (受付は16:00まで) |
|--------|--|-------------------------------------|
| 英語 | 第1・3・4火曜日 | 第1・3火曜日 |
| 中国語 | 第1火曜日、木曜日 | 第1火曜日、第4木曜日 |
| 韓国・朝鮮語 | 第4木曜日 | 第4木曜日 |
| ポルトガル語 | 水曜日、第4金曜日 | 第2水曜日、第4金曜日 |
| スペイン語 | 金曜日 | 第2・4金曜日 |
| ベトナム語 | 第1・2・3金曜日、第3火曜日 | 第2金曜日、第3火曜日 |

②厚木相談窓口

【相談場所】県央地域県政総合センター（厚木合同庁舎1号館1階）

厚木市水引2-3-1

【電話番号】046-221-5774

【相談日時と対応言語】※祝日はお休みです

| 相談日時 | 一般相談 9:00～12:00、13:00～17:00 (受付は16:00まで) | 法律相談 13:00～16:30 (受付は16:00まで) |
|--------|--|-------------------------------------|
| スペイン語 | 月曜日、第3水曜日 | 第1月曜日、第3水曜日 |
| ポルトガル語 | 火曜日、第3水曜日 | 第3水曜日 |
| ベトナム語 | 第1月曜日 | 第1月曜日 |

③川崎相談窓口（一般相談のみ） ※2026年3月末をもって閉室予定

【相談場所】川崎県民センター「県民の声・相談室」

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア東館2階

【電話番号】044-549-0047

【相談日時と対応言語】※祝日はお休みです

| | |
|-------|--|
| 相談日時 | 一般相談 9:00～12:00、13:00～17:00 (受付は16:00まで) |
| ベトナム語 | 木曜日 |

④外国人教育相談

外国につながる子どもたちの教育に関する相談窓口です。学習者ご本人、保護者、学校、支援者を対象に、対面、電話、Messenger、FAX、Eメールによる相談対応を行っています。

※2026年度より詳細（曜日・対応言語等）が変わる可能性があります。最新の情報は、あーすぶらざホームページよりご確認ください。

【相談場所】あーすぶらざ 情報フォーラム内（2階）

神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷1丁目2-1

【電話番号】045-896-2972（タガログ語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、ベトナム語）
045-896-2970（やさしい日本語）

【メールアドレス】soudan1@earthplaza.jp

【FAX】045-896-2894

【相談日時と対応言語】※祝日はお休みです

| | |
|---------|--|
| 相談日時 | 9:00～13:00、14:00～17:00 (受付は16:30まで) |
| タガログ語 | 火曜日 |
| ポルトガル語 | 水曜日 |
| 中国語 | 木・土曜日 |
| スペイン語 | 金曜日 |
| ベトナム語 | 金曜日 |
| やさしい日本語 | 火～土曜日 |

（2）多言語支援センターかながわ（県委託事業）

受託者：（公財）かながわ国際交流財団、（特非）多言語社会リソースかながわ

外国籍県民や来県外国人への情報提供・通訳支援を多言語で行うセンターです。生活で必要な情報（医療、保健、福祉、子育てなど）や相談するところを案内します。

【相談場所】横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階

【電話番号】045-316-2770

【受付日時と対応言語】※祝日・年末年始を除く

| 受付時間 (電話・来所) | 9:00～12:00、13:00～17:15 |
|-----------------|------------------------|
| 英語 | 月～金曜日 |
| 中国語 | 月・木曜日 |
| タガログ語 | 月～金曜日 |
| ベトナム語 | 月・火・木・金曜日 |
| スペイン語 | 月～金曜日 |
| ポルトガル語 | 月・水・木・金曜日 |
| ネパール語 | 月・水曜日 |
| タイ語 | 月・金曜日 |
| 韓国・朝鮮語 | 水曜日 |
| インドネシア語 | 月・金曜日 |
| やさしい日本語 | 月～金曜日 |

16 高次脳機能障害に関する相談

交通事故や病気などで脳に障害を受け、何か不自由をお感じの方、そのご家族、支援に携わる関係機関の方たちへの情報提供やご相談に応じています。

【相談窓口】神奈川県リハビリテーション病院 総合相談室

高次脳機能障害相談支援コーディネーター

【電話番号】046-249-2612

【相談時間】平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

17 暴力団等に関する相談

暴力団等に関する困りごとや被害などの相談は、下記でお受けしています。どのような些細なことでもお気軽にご利用ください。

| 相談窓口 | 所在地 | 電話番号 | 相談時間 |
|----------------------------|---|---------------------------------|---|
| (公財)神奈川県暴力追放推進センター「暴力相談」窓口 | 横浜市中区海岸通2-4 神奈川県警察本部内 | 045-201-8930 (ヤクザゼロ) | 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 ※祝日を除く |
| 県民の声・相談室（暴力に関する相談） | かながわ県民センター | 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 2階 | 045-312-1121 |
| | 川崎県民センター | 川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア東館 2階 | 044-549-7000 |
| | 横須賀三浦地域県政総合センター | 横須賀市日の出町 2-9-19 県横須賀合同庁舎内 | 046-823-0210 |
| | 県央地域県政総合センター(高相合同庁舎) | 相模原市相模大野 6-3-1 県高相合同庁舎内 | 042-745-1111 |
| | 県央地域県政総合センター(厚木合同庁舎) | 厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎内 | 046-224-1111 月・火曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 木曜日 9:00～12:00 ※祝日、年末年始を除く |
| | 湘南地域県政総合センター ※令和8年1月に移転したため、移転後の情報で記載しております。 | 平塚市中里50-1 県平塚合同庁舎内 | 水・金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く  (↑県ホームページからご確認ください。) |
| | 県西地域県政総合センター(小田原合同庁舎) | 小田原市荻窪 350-1 県小田原合同庁舎内 | 0465-32-8000 月・金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 木曜日 9:00～12:00 ※祝日、年末年始を除く |
| 県西地域県政総合センター(足柄上郡開成町吉田島) | 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 県足柄上郡合同庁舎内 | 0465-83-5111 | 火・水曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く |
| 神奈川県警察本部「暴力相談」窓口 | 横浜市中区海岸通2-4 | 0120-797049 (ナカレヨウキュウ) | 24時間 |
| 各警察署「暴力相談」窓口 | 警察署一覧(187～194ページ) 参照 | | 24時間 |

■ 神奈川県警察 警察署一覧（管轄は事件発生地別）

| 警察署名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|--------|------------------|--------------|---|
| 加賀町警察署 | 横浜市中区山下町203番地 | 045-641-0110 | 横浜市中区（元町、山下町（279番地の1、山下ふ頭を除く。）、海岸通（1丁目1番地を除く。）、新山下1丁目、新山下2丁目、新山下3丁目、港町、尾上町、真砂町、常盤町、住吉町、相生町、太田町、弁天通、南仲通、本町、北仲通、元浜町、日本大通、横浜公園） |
| 山手警察署 | 横浜市中区本牧宮原1番15号 | 045-623-0110 | 横浜市中区（山手町、諏訪町、北方町、本牧町、山元町、根岸町、上野町、千代崎町、本郷町、大和町、麦田町、小港町、本牧十二天、本牧大里町、本牧元町、本牧三之谷、本牧間門、本牧和田、本牧荒井、本牧満坂、本牧緑ヶ丘、西之谷町、立野、矢口台、池袋、根岸加曾台、根岸旭台、根岸台、仲尾台、竹之丸、鷺山、柏葉、西竹之丸、大平町、大芝台、簗沢、寺久保、塚越、妙香寺台、豆口台、滝之上、千鳥町、豊浦町、錦町、本牧ふ頭、かもめ町、南本牧、本牧原、本牧宮原、和田山） 横浜市磯子区（上町（13番地から15番地まで）、馬場町（13番地）、坂下町（5番地）、下町（13番地）） 横浜市南区（山谷、平楽のうち通称エリヤX） |
| 磯子警察署 | 横浜市磯子区磯子1丁目3番5号 | 045-761-0110 | 横浜市磯子区（上町13番地から15番地まで、馬場町13番地、坂下町5番地、下町13番地を除く。） |
| 金沢警察署 | 横浜市金沢区泥亀2丁目10番1号 | 045-782-0110 | 横浜市金沢区 |
| 南警察署 | 横浜市南区大岡2丁目31番4号 | 045-742-0110 | 横浜市南区（山谷、平楽のうち、通称エリヤXを除く。） |

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

| 警察署名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|---------|---------------------|--------------|--|
| 伊勢佐木警察署 | 横浜市中区山吹町2番地の3 | 045-231-0110 | 横浜市中区（伊勢佐木町、吉田町、福富町東通、福富町仲通、福富町西通、末広町、羽衣町、末吉町、蓬莱町、長者町、曙町、若葉町、弥生町、野毛町、宮川町、桜木町、内田町、日ノ出町、黄金町、初音町、英町、赤門町、花咲町、万代町、不老町、翁町、扇町、吉浜町、松影町、寿町、千歳町、山田町、富士見町、山吹町、石川町、打越、三吉町） |
| 戸部警察署 | 横浜市西区戸部本町50番6号 | 045-324-0110 | 横浜市西区 |
| 神奈川警察署 | 横浜市神奈川区神奈川2丁目15番地の3 | 045-441-0110 | 横浜市神奈川区（瑞穂町、鈴繁町、山内ふ頭を除く。） |
| 鶴見警察署 | 横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番9号 | 045-504-0110 | 横浜市鶴見区（鶴見川（潮見橋上流端から下流に限る。）及び扇島を除く。） |
| 保土ヶ谷警察署 | 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地の7 | 045-335-0110 | 横浜市保土ヶ谷区 |
| 旭警察署 | 横浜市旭区本村町33番地の5 | 045-361-0110 | 横浜市旭区 |
| 港南警察署 | 横浜市港南区港南中央通11番1号 | 045-842-0110 | 横浜市港南区 |
| 港北警察署 | 横浜市港北区大豆戸町680番地1 | 045-546-0110 | 横浜市港北区 |
| 緑警察署 | 横浜市緑区中山4丁目36番13号 | 045-932-0110 | 横浜市緑区 |
| 青葉警察署 | 横浜市青葉区市ヶ尾町29番地の1 | 045-972-0110 | 横浜市青葉区 |
| 都筑警察署 | 横浜市都筑区茅ヶ崎中央34番1号 | 045-949-0110 | 横浜市都筑区 |
| 戸塚警察署 | 横浜市戸塚区戸塚町3158番地の1 | 045-862-0110 | 横浜市戸塚区 |
| 栄警察署 | 横浜市栄区桂町320番地の2 | 045-894-0110 | 横浜市栄区 |
| 泉警察署 | 横浜市泉区和泉町5867番地の26 | 045-805-0110 | 横浜市泉区 |

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

| 警察署名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|---------|---------------------|--------------|--|
| 瀬谷警察署 | 横浜市瀬谷区二ツ橋町 213 番地の1 | 045-366-0110 | 横浜市瀬谷区 |
| 横浜水上警察署 | 横浜市中区海岸通1丁目1番地 | 045-212-0110 | <p>横浜市中区（新港1～2丁目、海岸通1丁目1番地、山下町（279番地の1及び山下ふ頭に限る。））</p> <p>横浜市神奈川区（瑞穂町、鈴繁町、山内ふ頭）</p> <p>横浜市鶴見区（鶴見川（潮見橋上流端から下流に限る。））</p> <p>横浜港港湾区域（万代橋上流端から上流の滝の川、築地橋上流端から上流の帷子川、新田間川、幸川、金港橋上流端から上流の派新田間川、都橋上流端から上流の大岡川、車橋上流端から上流の中村川、堀割川及び鳳運河を除く。）</p> |
| 川崎警察署 | 川崎市川崎区日進町25番地1 | 044-222-0110 | 川崎市川崎区（伊勢町、藤崎1～4丁目、川中島1～2丁目、大師駅前1～2丁目、大師本町、大師町、大師公園、東門前1～3丁目、中瀬1～3丁目、小田1～6丁目、小田栄1丁目、浅田1～4丁目、砂子1～2丁目、本町1～2丁目、堀之内町、宮本町、宮前町、榎町、東田町、新川通、貝塚1～2丁目、南町、小川町、日進町、駅前本町、下並木、池田1～2丁目、元木1～2丁目、堤根、境町、富士見1～2丁目、旭町1～2丁目、鈴木町、港町、中島1～3丁目、大島上町、鋼管通1丁目（1番及び2番に限る。）、追分町、大島1～5丁目、渡田1～4丁目、渡田新町1～3丁目、渡田向町、渡田東町、渡田山王町、京町1～3丁目） |

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

| 警察署名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|---------|---------------------|--------------|---|
| 川崎臨港警察署 | 川崎市川崎区池上新町2丁目17番14号 | 044-266-0110 | 横浜市鶴見区扇島 川崎市川崎区（四谷上町、四谷下町、池上新町1～3丁目、台町、観音1丁目、観音2丁目、水江町、東扇島、日ノ出1～2丁目、殿町1～3丁目、江川1～2丁目、田町1～3丁目、小島町、塩浜1～4丁目、夜光1～3丁目、千鳥町、浮島町、大師河原、大師河原1～2丁目、出来野、昭和1～2丁目、浜町1～4丁目、浅野町、南渡田町、田島町、扇町、扇島、鋼管通1丁目（1番及び2番を除く。）、鋼管通2～5丁目、小田栄2丁目、桜本1～2丁目、池上町、小田7丁目、田辺新田、大川町、白石町、川崎港港湾区域） |
| 幸警察署 | 川崎市幸区南幸町3丁目154番地4 | 044-548-0110 | 川崎市幸区 |
| 中原警察署 | 川崎市中原区小杉町3丁目256番地 | 044-722-0110 | 川崎市中原区 |
| 高津警察署 | 川崎市高津区溝口4丁目5番1号 | 044-822-0110 | 川崎市高津区 |
| 宮前警察署 | 川崎市宮前区宮前平2丁目19番地11 | 044-853-0110 | 川崎市宮前区 |
| 多摩警察署 | 川崎市多摩区枡形3丁目1番1号 | 044-922-0110 | 川崎市多摩区 |
| 麻生警察署 | 川崎市麻生区古沢86番地の1 | 044-951-0110 | 川崎市麻生区 |
| 横須賀警察署 | 横須賀市新港町1番地10 | 046-822-0110 | 横須賀市（安針台、吉倉町、西逸見町、山中町、東逸見町、逸見が丘、坂本町、汐入町、本町、稻岡町、楠ヶ浦町、泊町、猿島、新港町、小川町、大滝町、緑が丘、若松町、日の出町、米が浜通、平成町1～3丁目、安浦町、三春町、富士見町、田戸台、深田台、上町、不入斗町、鶴が丘1～2丁目、平和台、汐見台1～3丁 |

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

| 警察署名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|---------|------------------|--------------|--|
| | | | 目、望洋台、佐野町、公郷町、衣笠栄町、金谷1～3丁目、阿部倉、池上1～7丁目、平作1～8丁目、小矢部1～4丁目、衣笠町、大矢部1～6丁目、森崎1～6丁目、長井1～6丁目、林1～5丁目、須軽谷、武1～5丁目、山科台、太田和1～5丁目、荻野、長坂1～5丁目、御幸浜、佐島1～3丁目、佐島の丘1～2丁目、芦名1～3丁目、秋谷、秋谷1～4丁目、子安、湘南国際村1～3丁目） |
| 田浦警察署 | 横須賀市船越町5丁目 31番地 | 046-861-0110 | 横須賀市（鷹取1～2丁目、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、浜見台1～2丁目、追浜町、追浜南町、湘南鷹取1～6丁目、船越町、船越町8丁目、港が丘1～2丁目、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町） |
| 横須賀南警察署 | 横須賀市久里浜1丁目 18番1号 | 046-835-0110 | 横須賀市（東浦賀1～2丁目、浦賀1～7丁目、浦上台1～4丁目、西浦賀1～6丁目、浦賀丘1～3丁目、南浦賀、馬堀町1～4丁目、桜が丘1～2丁目、馬堀海岸1～4丁目、根岸町1～5丁目、池田町1～6丁目、大津町1～5丁目、吉井1～4丁目、走水1～2丁目、小原台、鴨居1～4丁目、二葉1～2丁目、久比里1～2丁目、久里浜台1～2丁目、内川新田、内川1～2丁目、長瀬1～3丁目、佐原1～5丁目、岩戸1～5丁目、久村、光風台、若宮台、舟倉1～2丁目、久里浜1～9丁目、神明町、ハイランド1～5丁目、野比1～5丁目、粟田1～2丁目、光の丘、長沢1～6丁目、グリーンハイツ、津久井1～5丁目） |

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

| 警察署名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|-------|------------------|--------------|---|
| 三崎警察署 | 三浦市三崎町六合3番地 | 046-881-0110 | 三浦市 |
| 葉山警察署 | 三浦郡葉山町一色2034番地 | 046-876-0110 | 葉山町 |
| 逗子警察署 | 逗子市桜山4丁目8番41号 | 046-871-0110 | 逗子市 |
| 鎌倉警察署 | 鎌倉市由比ガ浜2丁目11番26号 | 0467-23-0110 | 鎌倉市(十二所、浄明寺1~6丁目、二階堂、西御門1~2丁目、雪ノ下、雪ノ下1~5丁目、小町1~3丁目、大町1~7丁目、御成町、佐助1~2丁目、笹目町、由比ガ浜1~4丁目、材木座1~6丁目、長谷1~5丁目、扇ガ谷1~4丁目、坂ノ下、極楽寺1~4丁目、稻村ガ崎1~5丁目、腰越、腰越1~5丁目、津、津西1~2丁目、七里ガ浜東1~5丁目、七里ガ浜1~2丁目、西鎌倉1~4丁目、梶原、梶原1~5丁目、寺分、寺分1~3丁目、上町屋、手広、手広1~6丁目、笛田、笛田1~6丁目、鎌倉山1~4丁目、常盤) |
| 大船警察署 | 鎌倉市大船1709番地の2 | 0467-46-0110 | 鎌倉市(山ノ内、台、台1~5丁目、小袋谷、小袋谷1~2丁目、大船、大船1~6丁目、高野、岩瀬、岩瀬1丁目、今泉1~5丁目、今泉台1~7丁目、岡本、岡本1~2丁目、玉縄1~5丁目、植木、城廻、関谷、山崎) |
| 藤沢警察署 | 藤沢市本鵠沼4丁目1番8号 | 0466-24-0110 | 藤沢市(片瀬1~5丁目、片瀬海岸1~3丁目、片瀬山1~5丁目、片瀬目白山、江の島1~2丁目、鵠沼、鵠沼海岸1~7丁目、鵠沼松が岡1~5丁目、鵠沼桜が岡1~4丁目、鵠沼藤が谷1~4丁目、本鵠沼1~5丁目、鵠沼石上1~3丁目、南藤沢、鵠沼東、鵠沼花沢町、鵠沼橋1 |

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

| 警察署名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|--------|------------------|--------------|---|
| | | | ～2丁目、片瀬、辻堂1～6丁目、辻堂元町1～6丁目、辻堂太平台1～2丁目、辻堂東海岸1～4丁目、辻堂西海岸1～3丁目、弥勒寺、弥勒寺1～4丁目、宮前、小塚、高谷、渡内、渡内1～5丁目、柄沢、柄沢1～2丁目、並木台1～2丁目、村岡東1～4丁目、川名、川名1～2丁目、藤沢1～5丁目、朝日町、本町1～4丁目、西富、西富1～2丁目、大鋸、大鋸1～3丁目、藤が岡1～3丁目、鵠沼神明1～5丁目、藤沢（一般国道1号の南側に限る。）、辻堂神台1～2丁目、辻堂新町1～4丁目、羽鳥1～5丁目、城南1～5丁目） |
| 藤沢北警察署 | 藤沢市円行2丁目5番地の1 | 0466-45-0110 | 藤沢市（藤沢（一般国道1号の南側を除く。）、善行1～7丁目、本藤沢1～7丁目、善行団地、立石1～4丁目、善行坂1～2丁目、白旗1～4丁目、みその台、花の木、稻荷、稻荷1丁目、亀井野、西俣野、大庭、亀井野1～4丁目、石川、石川1～6丁目、今田、土棚、円行、円行1～2丁目、湘南台1～7丁目、桐原町、天神町1～3丁目、遠藤、下土棚、長後、高倉、用田、葛原、菖蒲沢、打戻、獺郷、宮原） |
| 茅ヶ崎警察署 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎3丁目4番16号 | 0467-82-0110 | 茅ヶ崎市、寒川町 |
| 平塚警察署 | 平塚市西八幡1丁目3番2号 | 0463-31-0110 | 平塚市 |
| 大磯警察署 | 中郡大磯町国府本郷207番地の1 | 0463-72-0110 | 大磯町、二宮町 |
| 小田原警察署 | 小田原市荻窪350番地の1 | 0465-32-0110 | 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町 |

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

| 警察署名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|-------------|-----------------------------|--------------|---|
| 松田警察署 | 足柄上郡松田町松田 庶子 477 番地の 1 | 0465-82-0110 | 南足柄市、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町 |
| 秦野警察署 | 秦野市新町 5 番 5 号 | 0463-83-0110 | 秦野市 |
| 伊勢原 警察署 | 伊勢原市田中 819 番 地 | 0463-94-0110 | 伊勢原市 |
| 厚木警察署 | 厚木市水引 1 丁目 11 番 10 号 | 046-223-0110 | 厚木市、愛川町、清川村 |
| 大和警察署 | 大和市中央 5 丁目 15 番 4 号 | 046-261-0110 | 大和市、綾瀬市 |
| 座間警察署 | 座間市入谷西 5 丁目 50 番 23 号 | 046-256-0110 | 座間市 |
| 海老名 警察署 | 海老名市中央 5 丁目 5 番 1 号 | 046-232-0110 | 海老名市 |
| 相模原 警察署 | 相模原市中央区富士 見 1 丁目 1 番 1 号 | 042-754-0110 | 相模原市中央区 |
| 相模原南 警察署 | 相模原市南区古淵 6 丁目 29 番 2 号 | 042-749-0110 | 相模原市南区 |
| 相模原北 警察署 | 相模原市緑区西橋本 5 丁目 4 番 25 号 | 042-700-0110 | 相模原市緑区（相原、相原 1 ~ 6 丁 目、大島、大山町、上九沢、下九沢、 田名、西橋本 1 ~ 5 丁目、二本松 1 ~ 4 丁目、橋本 1 ~ 8 丁目、橋本台 1 ~ 4 丁目、東橋本 1 ~ 4 丁目、元 橋本町） |
| 津久井 警察署 | 相模原市緑区中野 937 番地 2 | 042-780-0110 | 相模原市緑区（青根、青野原、青山、 太井、小倉、小原、小渕、川尻、久 保沢 1 ~ 3 丁目、佐野川、澤井、城 山 1 ~ 4 丁目、寸沢嵐、谷ヶ原 1 ~ 2 丁目、千木良、鳥屋、中沢、長竹、 中野、名倉、根小屋、葉山島、原宿 1 ~ 5 丁目、原宿南 1 ~ 3 丁目、日 連、広田、牧野、又野、町屋 1 ~ 4 丁目、三井、三ヶ木、向原 1 ~ 4 丁 目、吉野、与瀬、与瀬本町、若葉台 1 ~ 7 丁目、若柳） |

■ 神奈川県内 児童相談所一覧

| 運営 | 児童相談所名 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|-----------|-------------|-----------------------|--------------|--|
| 神奈川県 | 中央児童相談所 | 藤沢市亀井野 3119 | 0466-84-1600 | 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町 |
| | 平塚児童相談所 | 平塚市中原 3-1-6 | 0463-73-6888 | 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町 |
| | 鎌倉三浦地域児童相談所 | 横須賀市日の出町 1-4-7 | 046-828-7050 | 鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町 |
| | 小田原児童相談所 | 小田原市荻窪 350-1 | 0465-32-8000 | 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、開成町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |
| | 厚木児童相談所 | 厚木市水引 2-11-7 | 046-240-6430 | 厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村 |
| | 綾瀬児童相談所 | 綾瀬市深谷中 4-2-1 | 0467-78-2110 | 大和市、綾瀬市 |
| 横浜市 | 中央児童相談所 | 横浜市南区浦舟町 3-44-2 | 045-260-6510 | 横浜市（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区） |
| | 西部児童相談所 | 横浜市保土ヶ谷区川辺町 5-10 | 045-331-5471 | 横浜市（保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区） |
| | 南部児童相談所 | 横浜市港南区丸山台 1-9-10 | 045-349-0122 | 横浜市（港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区） |
| | 北部児童相談所 | 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 | 045-948-2441 | 横浜市（港北区、緑区、青葉区、都筑区） |
| 川崎市 | 南部児童相談所 | 川崎市幸区鹿島田 1-21-9 | 044-542-1234 | 川崎市（川崎区、幸区、中原区） |
| | 中部児童相談所 | 川崎市高津区久本 1-4-1 | 044-877-8111 | 川崎市（高津区、宮前区） |
| | 北部児童相談所 | 川崎市多摩区生田 7-16-2 | 044-931-4300 | 川崎市（多摩区、麻生区） |
| 相模原市児童相談所 | | 相模原市中央区淵野辺 2-7-2 | 042-730-3500 | 相模原市 |
| 横須賀市児童相談所 | | 横須賀市小川町 16 はぐくみかん 3 階 | 046-820-2323 | 横須賀市 |

■ 市町村犯罪被害者等相談窓口一覧

| 市町村名 | 主管課名 | 電話番号 | 住所 |
|------|-----------------------|--------------------------|------------------|
| 横浜市 | 市民局人権課 | 045-671-3117 | 横浜市中区本町6-50-10 |
| 川崎市 | 市民文化局市民生活部 地域安全推進課 | 044-200-2305 | 川崎市川崎区宮本町1 |
| 相模原市 | 市民局交通・地域安全課 | 042-769-1397 | 相模原市中央区中央2-11-15 |
| 横須賀市 | 民生局地域支援部市民生活課 | 046-822-7807 | 横須賀市小川町11 |
| 平塚市 | 市民部市民情報・相談課 | 0463-21-8764 | 平塚市浅間町9-1 |
| 鎌倉市 | 共生共創部地域共生課 | 0467-61-3864 | 鎌倉市御成町18-10 |
| 藤沢市 | 企画政策部 人権男女共同平和国際課 | 0466-50-3501 | 藤沢市朝日町1-1 |
| 小田原市 | 市民部地域安全課 | 0465-33-1403 | 小田原市荻窪300 |
| 茅ヶ崎市 | くらし安心部市民相談課 | 0467-81-7129 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 |
| 逗子市 | 市民協働部市民協働課 | 046-873-1111 (内線) 268 | 逗子市逗子5-2-16 |
| 三浦市 | 市民部市民協働課 | 046-882-1111 (内線) 231 | 三浦市城山町1-1 |
| 秦野市 | くらし安心部市民相談人権課 | 0463-82-5128 | 秦野市桜町1-3-2 |
| 厚木市 | 市民交流部くらし交通安全課 | 046-225-2344 | 厚木市中町3-17-17 |
| 大和市 | 市民経済・にぎわい創出部 市民相談課 | 046-260-7970 | 大和市下鶴間1-1-1 |
| 伊勢原市 | 市民生活部人権・広聴相談課 | 0463-94-4717 | 伊勢原市田中348 |
| 海老名市 | 市民協働部市民相談課 | 046-235-4567 | 海老名市勝瀬175-1 |

| 市町村名 | 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定市町村における支援メニュー ※1 | | | | | | | | | | | | | |
|------|------------------------------------|----|------|-------|---------|------|---------|------|------|------|-----------|-----|---------|-------|
| | 日常生活支援 | | | | | 法律相談 | カウンセリング | 住居支援 | | | 見舞金・支援金支給 | | | その他支援 |
| | 家事等 | 配食 | 一時保育 | 一時預かり | その他 | | | 転居支援 | 公営住宅 | 緊急避難 | 遺族 | 重傷病 | 性犯罪被害 | |
| 横浜市 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 川崎市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ※2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 相模原市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ※3 | |
| 横須賀市 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 平塚市 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 鎌倉市 | ○ | ○ | ○ | | ○ ※4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 藤沢市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 小田原市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 茅ヶ崎市 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ ※5 | |
| 逗子市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 三浦市 | | | | | | | | | | | | | | |
| 秦野市 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| 厚木市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 大和市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 伊勢原市 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 海老名市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |

※1 各支援メニューの内容は 55 ページ「(5) 県内市町村による支援」を参照

※2 教育支援…通信教育や家庭教師費用、学校へのタクシーチケット等の助成

※3 精神通院医療…自立支援医療（精神通院医療）制度を利用した場合に自己負担分の一部を助成

※4 学習支援、修学支援、就労準備支援…通信教育や家庭教師費用、学校へのタクシーチケット等の助成、修学に必要な費用を助成、就労するための資格等の取得費用を助成

※5 家賃支援…新たに賃貸住宅に入居した際に支援金を支給

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

| 市町村名 | 主管課名 | 電話番号 | 住所 |
|------|------------|--------------------------|-----------------|
| 座間市 | 総合政策部市民広聴課 | 046-252-8218 | 座間市緑ヶ丘1-1-1 |
| 南足柄市 | 秘書広報課 | 0465-73-8004 | 南足柄市関本440 |
| 綾瀬市 | 市民環境部市民課 | 0467-70-5605 | 綾瀬市早川550 |
| 葉山町 | 福祉部町民健康課 | 046-876-1111 (内線205) | 三浦郡葉山町堀内2135 |
| 寒川町 | 町民部町民窓口課 | 0467-74-1111 (内線474) | 高座郡寒川町宮山165 |
| 大磯町 | 町民福祉部町民課 | 0463-61-4100 (内線267) | 中郡大磯町東小磯183 |
| 二宮町 | 町民部町民課 | 0463-71-3313 | 中郡二宮町二宮961 |
| 中井町 | 地域防災課 | 0465-81-1110 | 足柄上郡中井町比奈窪56 |
| 大井町 | 防災安全課 | 0465-85-5002 | 足柄上郡大井町金子1995 |
| 松田町 | 安全防災担当室 | 0465-84-5540 | 足柄上郡松田町松田惣領2037 |
| 山北町 | 地域防災課 | 0465-75-3643 | 足柄上郡山北町山北1301-4 |
| 開成町 | 地域防災課 | 0465-84-0326 | 足柄上郡開成町延沢773 |
| 箱根町 | 総務部町民課 | 0460-85-7160 | 足柄下郡箱根町湯本256 |
| 真鶴町 | 総務防災課 | 0465-68-1131 (内線6260) | 足柄下郡真鶴町岩244-1 |
| 湯河原町 | 地域政策課 | 0465-63-2111 (内線235) | 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 |
| 愛川町 | 総務部住民協働課 | 046-285-2111 (内線3245) | 愛甲郡愛川町角田251-1 |
| 清川村 | 総務課 | 046-288-1212 | 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 |

| 市町村名 | 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定市町村における支援メニュー ※1 | | | | | | | | | | | | |
|------|------------------------------------|----|------|-------|-----|------|---------|------|------|------|-----------|-----|-------|
| | 日常生活支援 | | | | | 法律相談 | カウンセリング | 住居支援 | | | 見舞金・支援金支給 | | |
| | 家事等 | 配食 | 一時保育 | 一時預かり | その他 | | | 転居支援 | 公営住宅 | 緊急避難 | 遺族 | 重傷病 | 性犯罪被害 |
| 座間市 | | | | | | | | | | | | | |
| 南足柄市 | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 綾瀬市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 葉山町 | | | | | | | | | | | | | |
| 寒川町 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | |
| 大磯町 | | | | | | | | | | | | | |
| 二宮町 | | | | | | | | | | | | | |
| 中井町 | | | | | | | | | | | | | |
| 大井町 | | | | | | | | | | | | | |
| 松田町 | | | | | | | | | | | | | |
| 山北町 | | | | | | | | | | | | | |
| 開成町 | | | | | | | | | | | | | |
| 箱根町 | | | | | | | | | | | | | |
| 真鶴町 | | | | | | | | | | | | | |
| 湯河原町 | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 愛川町 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 清川村 | | | | | | | | | | | | | |

※1 各支援メニューの内容は 55 ページ 「(5) 県内市町村による支援」を参照

